

岡山市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定事務処理要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）が担当する医療の種類

法第59条第1項の規定により育成医療及び更生医療を担当する医療機関として指定を受けた指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、次に掲げる医療の種類の一部又は全部を担当する。

- (1)眼科に関する医療
- (2)耳鼻咽喉科に関する医療
- (3)口腔に関する医療
- (4)整形外科に関する医療
- (5)形成外科に関する医療
- (6)中枢神経に関する医療
- (7)脳神経外科に関する医療
- (8)心臓脈管外科に関する医療
- (9)心臓移植に関する医療
- (10)腎臓に関する医療
- (11)腎臓移植に関する医療
- (12)小腸に関する医療
- (13)肝臓移植に関する医療
- (14)免疫に関する医療
- (15)歯科矯正に関する医療
- (16)薬局
- (17)訪問看護

第2 指定医療機関の指定

- (1) 市長は、法第59条第1項の指定を受けようとする医療機関から指定申請があったときは、必要に応じ、あらかじめ岡山市社会福祉審議会条例（平成12年岡山市条例第1号）第6条による身体障害者福祉専門分科会（以下「福祉専門分科会」という。）の意見を聴いて指定する。

(2) 市長は、前号の規定により指定医療機関を指定するときは、原則として指定の決定がなされた月の翌月の初日をもって指定する。

(3) 市長は、前2号の規定により指定医療機関を指定したときは、次の事項について告示を行うとともに、「指定書」を当該医療機関に交付する。

ア 病院又は診療所

(ア) 指定医療機関の名称

(イ) 指定医療機関の所在地

(ウ) 担当すべき医療の種類

(エ) 指定年月日

(オ) 主として担当する医師名又は歯科医師名

イ 薬局

(ア) 薬局の名称

(イ) 薬局の所在地

(ウ) 指定年月日

(エ) 管理薬剤師名

ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。以下「訪問看護事業者等」という。）

(ア) 訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称

(イ) 訪問看護ステーション等の所在地

(ウ) 指定年月日

(4) 市長は、第1号の規定により指定申請を却下したときは、その旨を当該医療機関に通知する。

第3 指定の基準

(1) 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。また、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

(2) 患者や家族の要望に応じて、各種医療及び福祉制度の紹介や説明、カウンセリングを行えるスタッフについて体制の整備が図られていること。また、病院及び診療所にあつては、担当しようとする医療の種類について、自立支援医療を行うために十分な医療スタッフの体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

- (3) その他指定医療機関として必要とされる体制及び設備については、別表第1に掲げるとおりとする。
- (4) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師に関する要件については別表第2に掲げるとおりとする。

第4 指定の取消し

- (1) 市長は、指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、あらかじめ福祉専門分科会の意見を聴いて、指定を取り消すことができる。
 - ア 法第68条の規定に該当したとき。
 - イ 主として担当する医師又は歯科医師に変更があった場合において、変更後の医師又は歯科医師の経歴等が指定基準に合致しないと認められ、かつ他の医師又は歯科医師に変更することが困難なとき。
- (2) 市長は、前号の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示するとともに、当該医療機関に通知する。

第5 指定医療機関の申請（届出）事項

- (1) 指定医療機関は、次のいずれかに該当するときは、その旨を市長に申請（届出）しなければならない。
 - ア 病院又は診療所の場合
 - (ア) 病院又は診療所の名称又は所在地に変更があったとき。
 - (イ) 開設者の住所、氏名又は所在地に変更があったとき。
 - (ウ) 担当する医療の種類に係る標榜科目に変更があったとき。
 - (エ) 主として担当する医師又は歯科医師に変更があったとき。
 - (オ) 自立支援医療を行うために必要な設備の概要に変更があったとき。
 - (カ) 病院又は診療所を休止、廃止又は再開したとき。
 - (キ) 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき。
 - (ク) 指定を辞退しようとするとき（指定の辞退にあたっては30日以上の予告期間を設けるものとする。）。
 - イ 薬局の場合
 - (ア) 薬局の名称又は所在地に変更があったとき。
 - (イ) 開設者の住所、氏名又は名称に変更があったとき。
 - (ウ) 管理薬剤師に変更があったとき。
 - (エ) 調剤のために必要な設備又は施設の概要に変更があったとき。
 - (オ) 薬局を休止、廃止又は再開したとき。
 - (カ) 薬事法（昭和35年法律第145号）第72条第4項又は第75条第1項

に規定する処分を受けたとき。

(キ) 指定を辞退しようとするとき（指定の辞退にあたっては30日以上の予告期間を設けるものとする。）。

ウ 訪問看護ステーション等の場合

(ア) 訪問看護ステーション等の名称又は所在地に変更があったとき。

(イ) 開設者の住所、氏名又は所在地に変更があったとき。

(ウ) 訪問看護ステーション等を休止、廃止又は再開したとき。

(エ) 健康保険法第95条又は介護保険法第77条第1項に規定する処分を受けたとき。

(オ) 指定を辞退しようとするとき（指定の辞退にあたっては30日以上の予告期間を設けるものとする。）。

(2) 市長は、指定医療機関から前号の申請（届出）があったときは、必要に応じ、あらかじめ福祉専門分科会の意見を聴いて承認する。

(3) 市長は、前号の規定により変更を承認したときは、「承認書」を当該医療機関に交付する。

(4) 市長は、次の届出があったときは、その旨を告示する。

ア 第1号ア（ア）、イ（ア）又はウ（ア）に係る届出

イ 第1号ア（カ）、イ（オ）又はウ（ウ）に係る届出

ウ 第1号ア（ク）、イ（キ）又はウ（オ）に係る届出

エ 第1号ア（エ）、イ（ウ）に係る届出

第6 申請又は届出に必要な書類

医療機関は、指定申請または変更届について必要書類を添えて岡山市ホームページの申請フォームから申請（届出）を行う。

(1) 病院又は診療所の場合

ア 指定申請

(ア) 主として担当する医師又は歯科医師の経歴書（別紙1）

(イ) 育成医療又は更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）

(ウ) 研究内容に関する証明書（別紙3）

(エ) 主な論文の写し

(オ) 医師免許証の写し

(カ) 学会への加入を証明する書類の写し（加入している学会の「認定医」の場合は認定書の写し）

(キ) 保険医療機関指定通知書の写し（新規のみ）

(ク) 担当しようとする医療により必要な書類

① 歯科矯正に関する医療について申請する場合は、歯科矯正（口蓋裂）症例概要書（5症例以上）（別紙4）

- ② 心臓移植に関する医療について申請する場合は、心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙５）又は、心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携医療機関の医師）（別紙６）
- ③ 腎臓に関する医療について申請する場合は、人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（別紙７）
- ④ 腎移植に関する医療について申請する場合は、腎（死体腎）移植の症例の概要書（３症例以上）（別紙８）
- ⑤ 小腸に関する医療について申請する場合は、中心静脈栄養法の症例に関する証明書（別紙９）
- ⑥ 肝臓移植に関する医療について申請する場合は、肝臓移植術・肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙１０）又は、肝移植術・肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携医療機関の医師）（別紙１１）

（ケ） その他市長が必要と認めたもの

イ 主として担当する医師又は歯科医師の変更

ア 指定申請と同様（ただし（イ）、（キ）を除く）

ウ 医療機関の名称及び所在地等の変更

育成医療又は更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙２）

エ 開設者の名称、住所及び氏名の変更

オ 育成医療又は更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要の変更

育成医療又は更生医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙２）

カ 医療法（昭和２３年法律第２０５号）第２４条、第２８条又は第２９条の規定による処分を受けたとき

当該処分に関する通知書の写し

キ 辞退・休止・廃止・再開

（２） 薬局の場合

ア 指定申請

（ア） 管理薬剤師経歴書（別紙１２）

（イ） 薬剤師免許証の写し

（ウ） 調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙１３）

（エ） 薬局の平面図

（オ） 薬局開設許可証の写し

（カ） 保険薬局指定通知書の写し

イ 薬局名称及び所在地等の変更

（ア） 調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙１３）

- (イ) 薬局開設許可証の写し
- (ウ) 薬局の平面図
- ウ 開設者の名称, 住所及び氏名の変更
- エ 管理薬剤師の変更
 - (ア) 管理薬剤師経歴書 (別紙 1 2)
 - (イ) 薬剤師免許証の写し
- オ 調剤のために必要な設備及び施設の概要の変更
 - 調剤のために必要な設備及び施設の概要 (別紙 1 3)
- カ 薬事法 (昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号) 第 7 2 条第 4 項又は第 7 5 条第 1 項の規定による処分を受けたとき
 - 当該処分に関する通知書の写し
- キ 辞退・休止・廃止・再開
- (3) 訪問看護事業者等の場合
 - ア 指定申請
 - (ア) 訪問看護ステーション等において訪問看護を行う職員の定数 (別紙 1 4)
 - (イ) 看護師免許証等の写し
 - イ 訪問看護ステーション等の名称及び所在地
 - ウ 訪問看護事業者等の名称, 主たる事務所の所在地及び代表者の変更
 - エ 健康保険法 (大正 1 1 年法律第 7 0 号) 第 9 5 条又は介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 7 7 条第 1 項に規定する処分を受けたとき
 - 当該処分に関する通知書の写し
 - オ 辞退・休止・廃止・再開

第 7 申請等の窓口

各申請又は届出の窓口は, 岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害者更生相談所において担当する。

第 8 自己点検の実施

- (1) 市長は, 全ての指定自立支援医療機関に対し, 3 年ごとに自己点検を依頼する。
- (2) 指定自立支援医療機関は依頼に基づき自己点検を実施し, 点検結果を市に報告する。
- (3) 市長は, 提出された点検結果の内容を確認し, 必要に応じて, 実地指導を行う。また, 市長は, 指定自立支援医療機関に対し, 新規または更新指定時に自己点検表を送付し書面による指導を行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

別表第1（設備及び体制に関する基準）

担当しようとする医療の種類		設 備 及 び 体 制	
		共 通	特 に 必 要 と さ れ る も の
病 院 又 は 診 療 所	眼科に関する医療	1 自立支援医療を行うため担当しようとする医療の種類について、診断及び治療を行うにあたり、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有していること。 2 適切な標榜科が示されていること。 3 各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施が行えるスタッフの体制が整備されていること。	
	耳鼻咽喉科に関する医療		
	口腔に関する医療		
	整形外科に関する医療		
	形成外科に関する医療		
	中枢神経に関する医療		
	脳神経外科に関する医療		
	心臓脈管外科に関する医療		心臓血管連続撮影装置及び心臓カテーテル室を有していること。
	心臓移植に関する医療		移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施機関として選定された施設であること。 なお、心臓移植術後の免疫療法を担当する医療機関にあっては、心臓移植術実施施設又は心臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
	腎臓に関する医療		血液浄化装置（機器）及び専用のスペースを有していること。
腎移植に関する医療	腎移植に必要な関連機器及び血液浄化装置（機器）を備えていること。		
小腸に関する医療			
肝臓移植に関する医療	移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施機関として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。 なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植術後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。		

	免疫に関する医療		各診療科医師の連携により、総合的なH I V感染に関する診療の実施ができる設備及び体制であること。
	歯科矯正に関する医療		頭部X線規格写真撮影装置等を有していること。
	薬局		複数の医療機関からの処方箋を受け付けている保険薬局であること。十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造が確保されていること。なお、新規開局する保険薬局にあっては、当該薬局における管理薬剤師が過去他の指定自立支援医療機関において、管理薬剤師としての経験を有している実績があること。
	訪問看護事業者等		原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、適切な訪問看護等が行える事業所で、そのために必要な職員を配置していること。

別表第2（主として担当する医師又は歯科医師の要件）担当しようとする医療の種類		自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の要件	
		共 通	特 に 必 要 と さ れ る も の
主として担当する医師又は歯科医師	眼科に関する医療	1 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。	
	耳鼻咽喉科に関する医療		
	口腔に関する医療		
	整形外科に関する医療		
	形成外科に関する医療		
	中枢神経に関する医療	2 それぞれの医療の種類の特科につき、適切な医療機関	これまでの研究・診療経験と育成医療又は更生医療で対象としている医療内容とに関連性が認められること。
	脳神経外科に関する医療		
	心臓脈管外科に関する医療	（※）における研究，診療従事年数が医籍又は歯科医籍登録後，通算して5年以上であること。	
	心臓移植に関する医療		心臓移植関連学会協議会，施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。なお，心臓移植術後の抗免疫療法については，心臓移植術後の抗免疫療法の臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。
	腎臓に関する医療		血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上であること。
	腎移植に関する医療	※適切な医療機関	腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。
小腸に関する医療	1 大学専門教室（大学院を含む。）	中心静脈栄養療法について20例以上，経腸栄養療法について10例以上の臨床経験を有していること。	
肝臓移植に関する医療	2 医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院 3 関係学会の規約，規則等に基づく教育病	生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。 なお，肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を担当する医師については，肝臓移植術後の抗免疫療法の臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。	
免疫に関する医療			

	<p>歯科矯正に関する医療</p>	<p>院，教育関連病院等</p>	<p>1 これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ，かつ，5症例以上の経験を有していること。</p> <p>2 関係学会（日本矯正歯科学会及び日本口蓋裂学会）に加入していること。</p>
--	-------------------	------------------	---